

# 浄水器設置及び水質検査に関する補助制度の概要について

## 1 浄水器設置費補助金について

### ◆ 補助対象地域

上水道等（上水道及び簡易水道）の給水区域を除いた市内全域が補助対象地域です。ただし、給水区域内でも、上水道等の配水管が布設されていない地域は補助対象地域とみなします。

### ◆ 補助対象者

補助対象地域内の一般家庭で地下水等を使用している方で、①飲用水中の指定物質が基準を超過していること、②指定物質を除去することができる浄水器を購入すること、③市税を滞納していないことが要件です。

### ◆ 指定物質

補助の対象となる物質は、ホウ素、硝酸態及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、ヒ素、鉛、フッ素の6物質です。

指定物質の種類	基準 (mg/l)
ホウ素	1.0
硝酸態及び亜硝酸態窒素	1.0
テトラクロロエチレン	0.01
ヒ素	0.01
鉛	0.01
フッ素	0.8

### ◆ 補助の対象となる浄水器

高度な除去機能を有する逆浸透膜方式等の浄水器で、市が指定物質の除去性能を確認したものに限りします。

### ◆ 補助額、補助基数及び補助回数

- (1) 補助額：20万円を限度とし、浄水器の購入と設置費用の3分の2
- (2) 補助基数：住宅1戸につき1基。ただし、多世帯住宅など、複数の浄水器を設置する必要があると認められた場合は例外とします。

#### ◆ 浄水器の取扱業者の指定

指定物質の除去性能が確認された浄水器の取扱業者と機種を登録する制度です。市の推奨機器としてホームページや広報などで随時紹介し斡旋します。

## 2 水質検査補助制度について

#### ◆ 補助対象者

上水道等（上水道及び簡易水道）の給水区域以外の一般家庭で地下水等を使用している方で、市税を滞納していないことが要件です。

#### ◆ 補助金額等

- (1) 補助額：指定物質の水質検査1項目につき1,000円
- (2) 補助回数：1井戸につき年2回まで

※計量証明書（水質検査結果書）発行後6カ月以内に申請が必要です。

## 3 補助申請の手続きについて

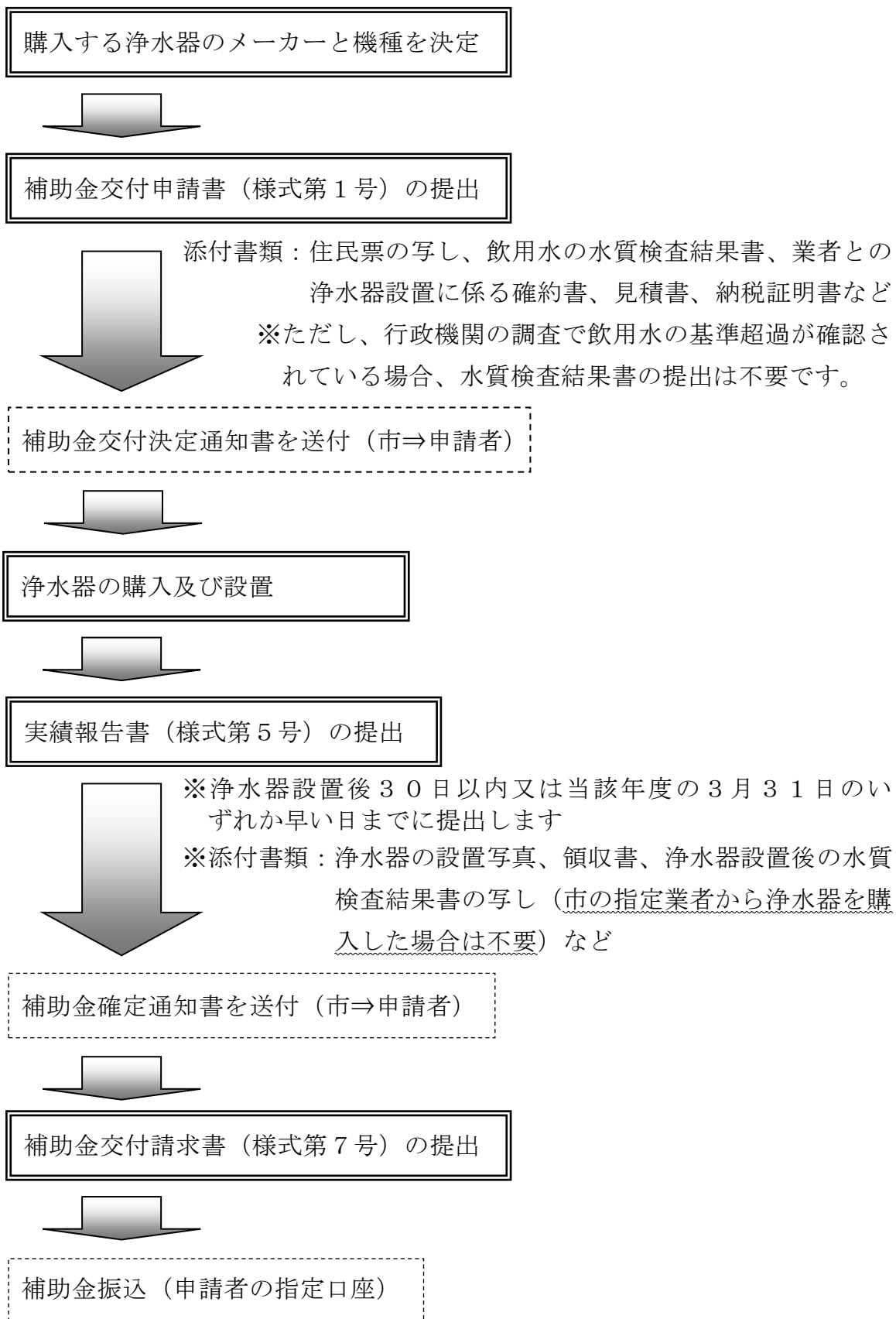
補助金の交付を受けるためには、市役所に申請書を提出する必要があります。

補助を希望される方には、申請の手続きや提出書類等を詳しく説明しますので、浄水器の購入又は水質検査の前に市役所環境課又は各支所市民環境課までお問合せ下さい。

補助申請の手続きについては、別紙のとおりです。

## 別紙

### 1 浄水器設置費補助金の申請手続きについて



## 2 水質検査補助金の申請手続きについて

